

## **[事案 28-132] 契約無効請求**

・平成 29 年 3 月 7 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

不適切な募集行為があったこと等を理由として、契約の取消しまたは無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 3 月に契約した終身医療保険、終身ガン保険および積立利率変動型終身保険について、以下の理由により、契約を取り消しまたは無効とし、払込保険料を返還してほしい。

- (1)告知に際し、精神障害 2 級であることと、安定剤等を大量に服用していることを伝えたが、募集人から、「言えば加入できなくなるので、言わなくて良い」と言われ、虚偽の告知をさせられた。
- (2)契約内容がわからず、署名前に確認しようとしたところ、募集に同席していた募集人の配偶者に大きな声で怒鳴られたため、恐怖から逃れるために署名した。
- (3)重要事項の説明を受けていない。
- (4)保険料が払えず、保険を止めたかったが、募集人が保険料を立替えたため、止められなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から持病や精神障害があることは一切聞いておらず、また、気づかなかった。
- (2)募集人の配偶者は、「保険には入った方が良い」程度の助言的な発言はしたものの、大声で怒鳴る等威圧的な行為はしていない。
- (3)募集人は、約款・設計書を用いて商品説明、重要事項の説明をしている。
- (4)保険料の引落日について連絡した際に、申立人から「給料日まで食費もままならない」と言われたため、生活費の不足分として金銭を用立てたことはあるが、保険料の立替えをしたものではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

申立人の各主張を検討するためには、申立人の事情聴取により事実関係を確認することが不可欠であるところ、申立人は正当な理由なく事情聴取を欠席したものと認められることから、業務規程第 32 条 1 項 2 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。